

鳥取県告示第742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年12月11日から2週間鳥取県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
181号	変更前	米子市八幡字東六反田673-2地先から同市八幡字新岸1079地先まで	8.6~42.5	548.0
	変更後	米子市八幡字東六反田673-2地先から同市八幡字新岸1079地先まで	8.6~61.2	548.0
		西伯郡伯耆町坂長字村上1076-1地先から米子市八幡字東六反田678-7地先まで	16.8~64.3	1,722.0